

児童福祉法等の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第二一号)

一、提案理由(平成一六年三月三日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会保障政策は、国民の安心と生活の安定を支えるため、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

政府におきましては、平成十六年度予算編成の基本方針を閣議決定し、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとしております。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、厚生労働省が所管する地方公共団体に対する国庫負担等の一部について、国と地方の役割分担のあり方の見直しを図る観点から、第一に、公立保育所における保育の実施に要する保育費用を国庫負担等の対象外とし、第二に、介護保険法等四法律に基づく地方公共団体の法施行事務経費を国庫負担等の対象外とするものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当につきましては、所得譲与税等を通じて所要の財源措置が講じられることとされております。

最後に、この法律は平成十六年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年三月一八日)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のため国の補助金等の整理及び合理化等を図るとの政府の方針に基づき、厚生労働省関係の国庫負担等の一部について、国と地方の役割分担のあり方の見直しを行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、地方公共団体が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担等の対象外とすること、

第二に、介護保険法等四法律に基づく地方公共団体の法施行事務経費を国庫負担等の対象外とすること
であります。

本案は、去る二月二十七日本委員会に付託され、三月三日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日に審議に入り、昨十七日の委員会において質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年三月一日）

国井正幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、児童福祉法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国、地方を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に
伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担の対象外とする
措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公立保育所運営費負担金等を国庫負担等の対象外とした理由、
今回の措置が保育サービスに及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は
会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より、社会
民主党・護憲連合を代表して福島委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述
べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。